



業務の運営に関する規程

事務局内：Diverse Design 株式会社

第1 条 人

- 1 本所は、(有価証券の募集等)に関する限り、いかなる形式の申し込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、資金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合、一般の有価証券法(労働基準法及び職業安定法等)違反のある場合(募集要項等)により決定である場合には受理しません。

- 2 求人申込みは、求人者又はその代理人が直接提出されて、所定の求人票によりお申込みください。直接提出できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メール等により提出していただきます。
- 3 求人申込みの際には、募集内容、資金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリでの複製又は電子メール等により明示してください。ただし、組合の実況について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリでの複製又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの組合の代表者により明示してください。
- 4 求人受付の際には、受付手数料を、募集の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けた手数料は、組合の成否にかかわらずお返し致しません。

第2 条 職

- 1 本所は、(有価証券の募集等)に関する限り、いかなる形式の申込みについてもこれを受理します。
- 2 求人申込みは、求人者又はその代理人が直接提出されて、所定の募集票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇又は臨時的就業に従事することを希望される方は、本所に特約の募集をしており、別に定める募集票の提示によって、求職申込みの手続きを省略します。
- 4 (有価証券の募集等)が、募集票、募集票(欠)、配付人、募集票、モデル又は募集票の場合、求職受付の際には、受付手数料を、募集の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けた手数料は、組合の成否にかかわらずお返し致しません。

第3 条 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の権利を踏まえ、その職業選択能力に即する職業に速やかに就くことができるよう協力させていただきます。
- 2 求人の方には、その職業選択に適合する求職者を協力させていただきます。
- 3 組合に属して、求職の方に、組合において従事することとなる募集の内容、資金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリでの複製若しくは電子メール等により明示します。ただし、組合の実況について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、